

2023年4月13日

各位

大同生命保険株式会社  
代表取締役社長 北原 睦朗

## 新型コロナウイルス感染症に関連した「みなし入院」の取扱終了

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症と診断され、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちに入院できないなど、必要な入院治療を受けられず、ご自宅や宿泊施設等で療養された場合（以下、「みなし入院」）でも、お客さま保護の観点や保険会社の社会的使命に照らし、保険約款を柔軟に解釈した特例措置として、入院給付金などのお支払対象といたしました。

2022年9月26日以降につきましては、同感染症に係る発生届の範囲が全国一律に変更されたことを受け、「みなし入院」による入院給付金のお支払対象を「重症化リスクの高い方」に変更してお支払対象としてきました。

今般、政府において、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を2類相当から5類へ移行する方針が示されたことを受け、5類に移行された場合は「みなし入院」の取扱いを終了し、同感染症によるご請求の対象を下表のとおり変更することといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合の災害保険金などについては、個人保険・団体保険ともこれまでどおりお支払いします。財形保険については、取扱いを終了します。

### <新型コロナウイルス感染症のご請求対象>

ケース	陽性判明日（診断年月日）		
	2022年9月25日まで	2022年9月26日以降	2023年5月8日以降
ご入院された場合 （約款における取扱）	○ ご請求対象	○ ご請求対象	○ ご請求対象
宿泊・自宅療養 された場合 （特別取扱）	発生届の対象となる方（※）	○ ご請求対象	— ご請求対象外
	上記以外の方	○ ご請求対象	— ご請求対象外
ご請求の対象となる方、 ご請求方法など	陽性判明日により異なるため、別紙を参照ください。		

※① 65歳以上の方、② 入院を要する方、③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方、④ 妊娠中の方

### <ご請求にあたってのお願い>

2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる場合は、同年5月8日以降も引き続きご請求いただけます。

なお、当社では「My HER-SYSの画面印刷による療養証明」をご請求時の必要書類としてご利用いただけます。My HER-SYSは、「2023年5月7日までに保健所への発生届出・入力がない場合、同年9月末まで利用可能」と厚生労働省から発表されています。

同年10月以降の利用は未定となっているため、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮いただく観点から、My HER-SYSを利用した早期請求へのご協力をお願い申し上げます。

[ニュースリリースに関するお問合せ先] 広報課 ([kouhou@dai-do-life.co.jp](mailto:kouhou@dai-do-life.co.jp))

今後、法令の改正などがなされた場合には、必要に応じて対応を行う可能性があります。詳細は当社ホームページ (<https://www.daido-life.co.jp/company/info/coronavirus.html>) をご確認ください。

**「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたお客さま専用のお問い合わせ先（コールセンター）**

**0120-901-367（通話料無料）**

受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

以 上

**2022年9月25日までに「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合の  
「みなし入院」のご請求に必要な証明書類**

- 以下の書類をご提出ください。

療養期間が 14日以内の場合	・当社所定の療養通知書（新型コロナウイルス感染症専用） ※医療機関・保健所が発行した証明書類は提出不要
療養期間が 15日以上の場合	・医療機関・保健所等の療養証明書 ※療養期間の開始・終了がわかる証明書類

以上

**2022年9月26日以降 2023年5月7日までに「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合の  
「みなし入院」のご請求に必要な証明書類**

「みなし入院」のご請求対象となる方は、新型コロナウイルス感染症に罹患され、医療機関の事情などにより、ご自宅や宿泊施設等で療養された方のうち、厚生労働省が定める重症化リスクが高いとされる以下のお客さまです。

- ① 65歳以上の方、② 入院を要する方、③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与  
または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方、④ 妊娠中の方

■ 以下の書類をご提出ください。

<b>療養期間が 14日以内の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社所定の療養通知書（新型コロナウイルス感染症専用）</li> <li>・My HER-SYS の画面（印刷）</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ご用意できない場合は以下をご確認ください</p>
<b>療養期間が 15日以上の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関・保健所等の療養証明書</li> </ul> <p style="text-align: center;">※療養期間の開始・終了がわかる証明書類</p>

**【My HER-SYS をご用意できない場合】**

1. 65歳以上の方

以下の3項目がわかる書類をご提出ください。

- A. 被保険者氏名
- B. 診断名「新型コロナウイルス」
- C. 医師の診断日

例：「PCR 検査・抗原検査の陽性結果」、「都道府県・保健所からの陽性診断確定メール」、  
「二類感染症患者入院診療加算が記載された診療明細書」など

2. 下表に該当する方

1に加えて、以下の書類をご提出ください。

i. 入院を要する方	医療機関発行の入院期間が記載された領収証など
ii. 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬※ の投与または新型コロナ罹患により 酸素投与が必要と医師が判断する方	治療薬が確認できる診療明細書、調剤明細書、 処方箋など
iii. 妊婦の方	母子手帳など

※厚生労働省が定める新型コロナウイルス治療薬をご確認ください。

以 上

**2023年5月8日以降に「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合の  
ご請求に必要な証明書類**※「みなし入院」はご請求対象外となります。

2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症による給付金のお支払対象は、約款上の支払対象者（医療機関にご入院された方）となります。  
ご契約内容、ご入院日数などにより必要書類が異なりますので、ご請求時にお問い合わせください。

- 以下の書類をご提出ください。

入院期間が 60日以内の場合	・当社所定の入院・手術内容通知書 ・病院発行の診療明細書（領収書・退院証明書も使用可）
入院期間が 60日超の場合	・入院・手術証明書（診断書） ※他社の診断書コピーも使用可

以 上